

会派名 新政会
(行 財 政 局)

質疑者 北山 順一 委員

質 疑 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
<p>2. 土地のマネジメント</p> <p>急速な少子高齢化など社会情勢は大きく変化しており、必要な市有財産の規模やその活用方法についても大きく変わってきている。そのため、現在、行政財産として利用に供されている土地であっても、その用途や利用価値が時代に適合しているのかどうかといった視点で見直しを検討する時期であり、その結果として新たな未利用地が生じるのである。</p> <p>その一方で、時代の流れとともに、女性の社会進出に伴う保育施設の整備拡充や、障害児・者の利便性向上に向けた施設の確保など、新たな行政需要が発生しているのも事実である。未利用地売却にあたっては、全市を挙げて、当該土地の最適な利用価値について十分に吟味を行い、まちづくりに沿った土地の活用方針を決定していくことが必要になっているのではないか。</p> <p>神戸のまちを時代に即した都市として築き上げていくうえでも、資産情報を一番多く把握している行財政局が、未利用地のマネジメントに取り組み、市内の未利用地の最適活用、有効利用に関して、また効果的な売却方法について、『積極的に』かつ『中心』となって検討していくべきと考えるがどうか。</p>	<p>局 長</p>	<p>従来から、市内部で利用見込みのない財産については、財源確保と未利用地の社会的活用のため、積極的な売却に努めてきたところである。</p> <p>その中では、ご指摘のように、売却に先立って、最適な利用価値の吟味あるいは、まちづくりに沿った活用ということも含めて、市内部での行政財産としての転用を検討したり、売却にあたって土地利用条件をつけることも行っている。</p> <p>その結果として、市立学校園の統廃合など行政財産の用途廃止により生み出された財産について、他の行政目的に転活用したもの、売却と市内部での転活用を組み合わせたもの、全部売却により民間による土地活用が行われたものと様々な形で有効利用を行ってきている。</p> <p>また、売却方法についても、「市有地売却方法に関する基本指針」を庁内に示し、一般競争入札や土地利用条件付入札やコンペといった各売却方式の基本的考え方や選択基準を周知するとともに各部局とも協議している。</p> <p>一方、各部局所管の土地を対象とした一般競争入札、郵送型入札を行財政局で一括して実施し、効果的・効率的な売却に努めてきている。</p> <p>しかしながら、委員ご指摘のように、社会情勢の変化や行政ニーズの変化に伴って、既存の行政財産も時代適合性や資産の有効活用の観点から、より積極的に見直すことが必要である。</p> <p>このため、より踏み込んだ取り組みとして、ファシリティマネジメントの推進を図ろうとしているところである。</p> <p>ファシリティマネジメントは、保全すべきものは適切に保全し、統廃合すべきものは統廃合をして、施設保有の最適化</p>

質疑者 北山 順一 委員

会派名 新政会
(行 財 政 局)

質 疑 要 旨	答 弁 者	答 弁 要 旨
		<p>を図ろうとするものである。</p> <p>その結果として生じる未利用地は、新たな行政需要に対応して転活用を図るか、あるいは、売却することによって財政に寄与させていくこととなる。</p> <p>来年度からは、管財課にファシリティマネジメント推進担当の主幹・主査を配置し、ファシリティマネジメントの推進を図る中で、行財政局としても、全市的な観点で、『積極的』かつ『中心的』に、未利用地の最適な有効活用や効果的な売却方法の実施を図っていきたい。</p>